

障害のある学生等に対する大学の支援に関する調査－発達障害を中心として－ ＜調査結果に基づく所見表示に対する改善措置状況（概要）＞

関東管区行政評価局は、障害者差別解消法の施行から3年が経過したこと等を踏まえ、障害のある学生等に対する国立大学法人の支援の状況について実態調査を行い、令和2年3月6日、8国立大学法人に改善意見を通知しました。

今般、8国立大学法人から、改善措置状況についての回答がありましたので、その概要を公表します。

（注）8国立大学法人：茨城大学、宇都宮大学、群馬大学、埼玉大学、千葉大学、一橋大学、横浜国立大学、新潟大学



＜本件照会先＞

総務省 関東管区行政評価局 評価監視部
第5評価監視官 細矢（ほそや）
（電話）048-600-2331
（FAX）048-600-2338
（メール）knt22@soumu.go.jp

調査の概要

調査の背景

- ◆ 「障害者差別解消法」の施行（平成28年）から3年経過。同法では、国立大学法人等に対し、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的配慮の義務付けなどの規定が適用。
- ◆ 全国の大学の障害のある学生は、令和元年度で約34,000人（24年度比:約2.8倍）、そのうち発達障害のある学生約6,000人（24年度比:約3.8倍）。関東管内の大学には全国の約46%の学生が在籍しており、この中には、発達障害のある学生も多数在籍の可能性。
- ◆ 「発達障害」は、外見から分かりにくく、個々の特性に応じた支援が必要。

主な調査結果

- **入学試験における配慮**
 - センター試験の実施後、二次試験の配慮申請の期限を設けている大学（2大学）がある一方、センター試験前を期限としている大学（6大学）あり。
 - 配慮申請に添付する「医師の診断書」は写しで可能と明記している大学（3大学）がある一方、明記していない大学（4大学）や原本の提出が必要な大学（1大学）あり。
- **発達障害のある学生の把握・在籍数の公表**
 - 発達障害のある学生を積極的に把握する大学（6大学）がある一方、本人の「自己申告」による把握のみの大学（2大学）あり。
 - 障害のある学生数を公表する大学（3大学）がある一方、非公表としている大学（5大学）あり。
- **就労支援**
 - 障害学生支援担当と就職支援担当との連携が図られている大学（3大学）がある一方、対応が区々となっている大学もあり。
 - 発達障害の特性に応じた面接指導等を実施している大学（2大学）がある一方、実施していない大学（6大学）あり。
- **災害時の支援**
 - 発達障害のある学生の支援・避難方法に関する危機管理マニュアルに付随する資料を整備している大学（1大学）がある一方、整備していない大学（7大学）あり。
 - 避難訓練時の発達障害のある学生への支援は、8大学いずれもなし。また、災害発生時に個別の避難誘導等を行う大学（2大学）がある一方、一般学生と同様に対応する大学（6大学）あり。

主な改善意見

- 受験上の配慮の申込期限について、**大学入試センター試験**（令和2年度から、大学入学共通テスト）の**実施後**とできないか検討。
- 添付書類のうち、医師の診断書について、「**写しで可**」とする**取扱い**を行っている大学は、関係するホームページ等にその旨明記し、入学志願者間に差が生じることのないよう検討。また、「**原本のみ**」とする取扱いとしている大学は、「**写し**」で**対応できないか**検討。
- 障害のある学生の在籍状況の**把握方法**を見直し。
- **障害のある学生の在籍状況の公表**について、大学の規模や状況に応じて学内で検討。
- 障害学生支援担当部門は、就職支援担当部門と**意見交換**を行うとともに、就職支援担当部門も**障害のある学生の特性の理解を深める**こと。また、両部門での連絡会等、**定期的な情報交換の場**を設けること。
- 障害のある学生のニーズ等も踏まえ、その特性に応じた、**指導や助言等**を実施。
- 近年の大規模な災害が「いつでも発生する」前提で、**マニュアル等の規程類を整備**。
- 災害時における支援の有無は、発達障害を含む障害のある学生の生命に関わるおそれもあることから、**関係部署で支援に必要な障害者の情報を共有**することについて検討。

主な改善措置状況（改善事例）

(1) 入学前・入学試験における配慮



改善意見

- ① 受験上の配慮を必要とする場合の事前相談に関するページの設定、申請書等の様式や当該申請書の記載例の掲載も検討すること。
- ② 二次試験の受験上の配慮の申込期限について、**大学入試センター試験の実施後とできないか**検討すること。
- ③ 受験上の配慮申請に添付する医師の診断書について、「**写しで可**」とする取扱いを行っている大学は、関係するホームページ等に、**その旨明記すること**とし、入学志願者間に差が生じることのないよう検討すること。
- ④ また、医師の診断書について、「**原本のみ**」とする取扱いとしている大学は、「**写し**」で対応できないか検討すること。



調査対象機関の改善措置（主なもの）

- ① **受験上の配慮を必要とする場合の事前相談等に関するページの設定**
 - 入試情報ページ内に「障害等のある入学志願者との事前相談」コンテンツを設定。申請書等の様式、受験上の配慮の例、添付書類の「写し」で可能である旨を掲載（群馬大学）。
 - 受験生特設サイトに受験上の配慮を必要とする場合の事前相談に関するページを新設。申請様式や記載例、添付書類の「写し」に関する情報、配慮の例示などに関する情報を掲載（新潟大学）。
- ② **二次試験の受験上の配慮の申込期限の延長**
 - 令和3年度入試において、大学入学共通テスト実施日の翌日まで申込期限を延長（一橋大学）。
- ③ **医師の診断書の添付について「写しで可」と明記**
 - 受験上の配慮申請に添付する医師の診断書について、ホームページや入学者選抜要項等で、「写しで可」とする旨を明記（茨城大学、宇都宮大学、横浜国立大学、新潟大学）。
- ④ **医師の診断書の添付について「写し」で対応可**
 - 受験上の配慮申請に添付する医師の診断書について、大学入学共通テスト受験上の配慮事項決定通知書（写）（※）の添付があり、同等の配慮を希望する場合は、写しでも可とした（一橋大学）。

※ 大学入試センターが、決定した受験上の配慮事項について、本人又は本人の在籍校に通知するもの。12月中旬までに送付。

主な改善措置状況（改善事例）

(2) 発達障害のある学生の把握、在籍数の公表



改善意見

- ① 障害のある学生の在籍状況の把握方法を見直すこと。
- ② 障害のある学生の在籍状況の公表について、大学の規模や状況に応じて学内で検討すること。



調査対象機関の改善措置（主なもの）

- ① 障害のある学生の在籍状況を健康診断等の際に把握
 - 新生を対象とした健康診断等において、発達障害の質問項目を設けて学生の把握に努める（千葉大学）。
 - 修学上の配慮申請が提出されていない学生を含めて、各部門連携するなどして、障害のある学生の在籍状況を把握（横浜国立大学）。
- ② 障害のある学生の在籍状況をホームページで公表
 - 「埼玉大学における障がい学生支援（在校生の方）」のページに障害のある学生の在籍数を掲載（埼玉大学）。

(3) 就労支援



改善意見

- ① 障害学生支援担当部門と就職支援担当部門との連携・協力を図ること。
- ② 障害のある学生のニーズ等も踏まえ、その特性に応じた、指導や助言等を実施すること。



調査対象機関の改善措置（主なもの）

- ① 障害学生支援担当部門と就職支援担当部門との連携・協力
 - 大学で障害学生支援担当部門と就職支援担当の連携・協力の内容（仕組み）について大学のホームページ等で公開（宇都宮大学、群馬大学、埼玉大学、千葉大学（予定）、新潟大学）。
 - 障害学生支援と就職支援の担当職員と一緒にセミナーに参加し、障害学生支援と就労支援との連携の重要性を確認（千葉大学）。
- ② 障害のある学生の特性に応じた指導や助言等の実施
 - ハローワークと協定を締結し、専門スタッフの支援に繋げる体制を構築（千葉大学）。

主な改善措置状況（改善事例）

(4) 災害時の支援



改善意見

- ① 近年の大規模な災害が「いつでも発生する」前提で、**マニュアル等の規程類を整備**すること。
- ② 災害時における支援の有無は、発達障害を含む障害のある学生の生命に関わるおそれもあることから、**関係部署で支援の必要な障害者の情報を共有**することについて検討すること。



調査対象機関の改善措置（主なもの）

- ① **マニュアル等の規程類を整備**
 - ・ 「災害等避難時の障害学生への対応について」を作成（宇都宮大学）。
 - ・ 災害対策マニュアルに「災害時における障がい学生等の避難誘導」項目を新たに追加。学内周知を行い、ホームページに「災害時における障がい学生等の避難誘導」を掲載し、障害別の対応を明記（千葉大学）。
 - ・ 「障がい別災害時の支援・避難方法」を作成し、各部局及び障害のある学生が履修する科目の授業担当教員へ配布（横浜国立大学）
- ② **関係部署で支援の必要な障害者の情報を共有**
 - ・ 学生からの障害等にかかる支援・配慮申請書をもとに、災害時の避難等について、避難場所や避難経路の確認等を支援担当教職員が指導するとともに、関係部署と障害のある学生への災害時の対応、誘導等の避難における情報を共有（千葉大学）。

(5) その他



改善意見

- ① 授業等の合理的配慮の決定等の**手順について**、ホームページへの掲載など、**明確にする**よう検討すること。
- ② 教職員向けの障害のある学生への対応**マニュアル等の作成**を検討すること。



調査対象機関の改善措置（主なもの）

- ① **授業等の合理的配慮の決定等の手順について明確化**
 - ・ 合理的配慮の決定・実施のフロー図を障害学生サポートルームホームページに掲載（群馬大学）。
 - ・ 大学における障がい学生支援（在学生の方）のホームページに授業等の合理的配慮の決定等の手順について掲載（埼玉大学）。
- ② **教職員向けの障害のある学生への対応マニュアル等の作成**
 - ・ ホームページ上にe-ラーニング用動画を掲載し、障害学生支援に関する要点を日時間問わず視聴できるようにし、受講を促す。また、教職員向け紙面・冊子によるマニュアルは、既成のものがオンライン上に多数あることから、教職員向けのページから参照できるようURLを周知する（群馬大学）。

障害のある学生等に対する大学の支援に関する調査 - 発達障害を中心として - の結果に基づく所見表示・回答対照表

【調査の実施時期等】

1 実施時期 令和元年7月～令和2年3月

2 調査対象機関等：国立大学法人（茨城大学、宇都宮大学、群馬大学、埼玉大学、千葉大学、一橋大学、横浜国立大学、新潟大学）、
公立大学法人（首都大学東京、横浜市立大学、山梨県立大学、長野大学）、私立大学（法政大学、明星大学、明治大学、早稲田大学）

【通知日及び通知先】 令和2年3月6日 国立大学法人（8大学法人）

※公立大学法人（4大学法人）及び私立大学（4大学）に対しては同日付けで結果報告書を参考送付

【回答年月日】 令和2年9月2日（新潟大学）、令和2年9月3日（宇都宮大学）、令和2年9月7日（茨城大学、埼玉大学）、
令和2年9月9日（一橋大学、千葉大学、群馬大学）、令和2年12月9日（横浜国立大学）

所見表示	改善措置状況（回答）
<p>1 国等職員対応要領の策定・公表</p> <p>国立大学法人は、障害者差別解消法の規定を遵守するとともに、国等対応要領の一層の周知を図る観点から、他の大学の例を参考に次の措置を講じる必要がある。</p> <p>① 国等対応要領及びその別紙「留意事項」について、次回の改正の機会をとらえるなどし、障害者等の意見を反映させるために必要な措置を講じること。（宇都宮大学、千葉大学、一橋大学、横浜国立大学、新潟大学）</p>	<p>【宇都宮大学】</p> <p>国等対応要領等の改正の際には、可能な範囲で障害者等の意見を聴取し、その意見を反映させることとする。</p> <p>【千葉大学】</p> <p>早期に障害学生の意見を聴取し、既に障害学生の意見を反映している大学を参考に、今後の改正時期に合わせ専門家等の意見を踏まえ所要の整備をすることとする。</p> <p>【一橋大学】</p> <p>国等対応要領等の改正の際には、可能な範囲で対応を検討する。</p> <p>【横浜国立大学】</p> <p>国等対応要領及びその別紙「留意事項」について、障がい者等の意見を反映させるために、次回改正までに、障がいのある学生、教職員等の意見を聴取する。</p> <p>【新潟大学】</p> <p>障がい学生、障がい学生の所属教職員、学生生活支援オフィス等関係組織において、意見交換を行い国等対応要領等に反映させる。</p>

所 見 表 示	改善措置状況（回答）
<p>② 国等対応要領の公表について、ホームページで見付けやすく、容易に検索できるよう、工夫すること。複数箇所に国等対応要領を掲載している場合、いずれも最新の改正が反映されたものに一致させること。（全8大学）</p>	<p>【茨城大学】 ホームページ（受験生向け入試情報）で見付けやすいよう工夫した。 https://www.ibaraki.ac.jp/guidance/index.html</p> <p>【宇都宮大学】 本学ホームページの「障害のある学生への学修支援体制」のページに国等対応要領等関連規程を掲載し、トップ画面の在学生及び受験生向けメニューから、国等対応要領等へ容易にアクセスを可能とした。また、国等対応要領等は、本学規程集にリンクするようにし、最新情報の規程を閲覧可能とした。</p> <p>【群馬大学】 受験生向けとしては、ホームページの入試情報ページ内の「障害等のある入学志願者との事前相談」コンテンツから、本学の対応要領を掲載している「障害学生サポートルーム」ホームページへ容易にアクセスできるようにリンクを設定した。</p> <p>【埼玉大学】 大学のホームページから該当の規則に到達するのに4回の画面遷移が必要だったが3回の画面遷移で到達できるようルートを追加した。</p> <p>【千葉大学】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後更に「入試案内」、「受験生」のメニューから当該ホームページを閲覧できるようにホームページの改修に併せて整備を図ることとする。 ・ 調査時に指摘された最新の改正内容については、最新の情報に反映を行った。 <p>【一橋大学】 受験生が容易にアクセスできるよう本学ホームページの「学部入試情報」の「障害等のある入学志願者の事前相談について」のページに本学の国等対応要領に関する規則を掲載した。</p> <p>【横浜国立大学】 以前から掲載している 「大学案内」 - 「情報公開」 https://www.ynu.ac.jp/about/information/rules/index.html のほか、入試情報ページ内の「受験上及び修学上の配慮を必要とする入学志願者の事前相談」からリンクが貼られている障がい学生支援室ウェブサイトからも容易にアクセスできるようにした（「障がい学生支援室」 - 「障がい学生支援室について」）。</p>

所 見 表 示	改善措置状況（回答）
<p>2 発達障害のある学生の把握・公表</p> <p>国立大学法人は、障害のある学生の把握の更なる推進及び障害のある受験希望者等に対する情報提供を一層推進する観点から、他の大学の取組も参考とし、障害のある学生の在籍状況の把握方法を見直すとともに、障害のある学生の在籍状況の公表について、大学の規模や状況に応じて学内で検討する必要がある。（茨城大学、宇都宮大学、埼玉大学、千葉大学、一橋大学、横浜国立大学）</p>	<p>【新潟大学】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 深い階層にあり、見つけにくいと思われる箇所については階層を浅くするなど見直しを行う。 ・ 最新の改正が反映されたものに変更した。 <p>【茨城大学】</p> <p>公表に向け、検討を進めている。</p> <p>【宇都宮大学】</p> <p>障がい学生支援室の支援者数の公表について、学内で検討する。</p> <p>【埼玉大学】</p> <p>埼玉大学における障がい学生支援（在学生の方）のホームページに障がいのある学生の在籍数を掲載した。</p> <p>【千葉大学】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新入生を対象とした健康診断等において、既に新入生を対象とした障害の有無を把握している大学の質問項目を参考に、発達障害に関する質問項目を設けて学生の把握に努めるようにする。 ・ 障害のある学生の公表については、既に公表している大学を参考として、大学内での公表基準を検討し、今後の公表に努めることとする。 <p>【一橋大学】</p> <p>検討の結果、現時点では、本学の規模等により、学生個人が特定される危険性を考慮し、公表は控えるべきと判断している。</p> <p>【横浜国立大学】</p> <p>障がいのある学生の在籍状況の把握について、修学上の配慮申請が提出されていない学生を含めて、次のとおり在籍状況の把握を行う。</p> <p>[入学前] 〈継続〉</p> <ol style="list-style-type: none"> ① オープンキャンパスにおいて、支援を希望する者の相談を受け付けるとともに、事前申請に係る申し出（障がいの種類・程度や配慮の希望）により把握する（入試課及びバリアフリー推進部門） ② 入学志願者の事前相談に係る申し出（受験上及び修学上の配慮希望）による把握（入試課、各部局入試担当、バリアフリー推進部門） <p>[入学時] 〈新規〉</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 受験上の配慮の申請があった学生の追跡を強化し受験状況、入学状況、入学後の修学上の配慮申請の状況を照合し、修学上の配慮要請が申請されていない学生についても在籍状況の把握を行い、継続的に経

所 見 表 示	改善措置状況（回答）
<p>3 入学前の支援</p> <p>国立大学法人は、発達障害のある受験希望者等のより一層の利便の向上を図る観点から、次の措置を講じる必要がある。</p> <p>① 他の大学の取組や発達障害のある学生の意見を参考に、受験上の配慮を必要とする場合の事前相談に関するページの設定、申請書等の様式や当該申請書の記載例の掲載、添付書類の「写し」で可能かどうか情報提供することも検討すること。また、事前相談に関するページを設定済みの場合、受験上の配慮の例示や事前相談実績の掲載も併せて検討すること。（全8大学）</p>	<p>過を把握する。</p> <p>② 各学部の入学時オリエンテーションにおいて、入学した全学生を対象にバリアフリー推進部門から障がいへの理解・啓発に関するブリーフ・レクチャーを行うとともに、気になることや相談したいことがあれば「なんでも相談室」や「障がい学生支援室」への相談を呼びかけることで、修学上の配慮申請はないものの、発達障害や精神障害の可能性のある学生についてできるだけ早期に発見し、必要な相談や支援につなげられるようにする。</p> <p>〔在学時〕 〈一部強化〉</p> <p>① 保健管理センターホームページの「セルフメンタルチェック表」の掲載や、障がい理解と支援に関するセミナーや広報を積極的に実施し、障がいの可能性のある学生の気づきを高めるとともに相談しやすい環境を醸成する。</p> <p>② 各部局と学生相談の窓口「なんでも相談室」「障がい学生支援室」「保健管理センター」の連携を強化し、潜在的な障がいのある学生の把握に努める。</p> <p>③ 毎年5月に、障がい学生の実態調査を各学部で実施し、修学上の配慮申請は提出されていないものの、教員や学生が支援している障がい学生を含めて障がいのある学生の全体的な在籍状況の把握を行う。</p> <p>【茨城大学】 入学者選抜要項等（ホームページに掲載）において、添付書類の「写し」に関する情報提供を行った。</p> <p>【宇都宮大学】 本学ホームページ上及び募集要項において、本学で求める添付書類である「医師の診断書」について写しを認める旨明記した。</p> <p>【群馬大学】 入試情報ページ内に「障害等のある入学志願者との事前相談」コンテンツを設定し、申請書等の様式、受験上の配慮内容の例、添付書類の「写し」で可能である旨を掲載した。</p> <p>【埼玉大学】 埼玉大学における障がい学生支援（受験生の方）のページに受験上の配</p>

所 見 表 示	改善措置状況（回答）
<p>② 発達障害のある受験希望者等が、受験上及び修学上受けられる支援内容等に関して直接相談できる機会となるオープンキャンパスについて、他の大学の取組も参考とし、活用の促進を図ること。（茨城大学、宇都宮大学、埼玉大学、千葉大学、一橋大学、横浜国立大学、新潟大学）</p>	<p>慮の例示や事前相談実績を掲載した。</p> <p>【千葉大学】 ホームページの掲載内容を充実（受験上の配慮、例示、事前相談）するとともに、併せて、募集要項に変更・修正を行った。</p> <p>【一橋大学】 大学入学共通テスト受験上の配慮事項決定通知書（写）の添付があり、同等の配慮を希望する場合は、医師の診断書は写しでも可とした。</p> <p>【横浜国立大学】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ウェブサイト上及び令和3年度入学者選抜要項に「医師の診断書（原本または写）」と明記した。 https://www.ynu.ac.jp/exam/faculty/essential/pdf/senbatsu2021.pdf ・ 令和3年度一般選抜は前期日程・後期日程とも本学試験場での個別学力検査等を実施しないため、令和4年度案内の際に、事前相談に関するホームページ（https://www.ynu.ac.jp/exam/faculty/handicap.html）に「これまで実施した受験上の配慮の例」の表を掲載する予定。 <p>【新潟大学】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受験生特設サイトに受験上の配慮を必要とする場合の事前相談に関するホームページを新設した。 (受験生特設サイト) https://www.niigata-u.ac.jp/examinee/ (新設したホームページ) https://www.niigata-u.ac.jp/admissions/faculty/disabled-advance/ ・ (申請様式や記載例の掲示について) 上記の新設したホームページに様式と記載例を掲載した。 ・ (添付書類の写しに関する情報提供について) 上記の新設したホームページに「写し」に関する情報を掲載した。 ・ (受験上の配慮の例示や事前相談実績の掲載について) 上記の新設したホームページに配慮の例示などに関する情報を掲載した。 <p>【茨城大学】 従来より、オープンキャンパスで相談ブースを設け、直接相談の場を提供しているが、加えて、今年度より本学ホームページに障害学生支援に関する動画を公開した。</p>

所見表示	改善措置状況（回答）
<p>4 入学試験における配慮</p> <p>国立大学法人は、発達障害のある入学志願者が安心して入学試験を受けることができるよう、次の措置を講じる必要がある。</p> <p>① 受験上の配慮の申込期限について、他の大学の取組を参考とするともに、入学志願者の希望も考慮し、大学入試センター試験の実施後とできないか検討すること。それ以前に申込期限を設定する場合であっても、大学入試センターの「受験上の配慮事項決定通知書」の送付後とできないか検討すること。（茨城大学、宇都宮大学、群馬大学、埼玉大学、千葉大学、一橋大学）</p>	<p>https://www.ibaraki.ac.jp/letsgo/opencampus/index.html</p> <p>【宇都宮大学】 2019年秋のオープンキャンパスにおいて、学務部相談コーナーに障害学生支援のコーナーを開設した。</p> <p>【埼玉大学】 オンラインで開催となったオープンキャンパスにおける通常のオンライン個別相談とは別に機会を設けることを広報した。</p> <p>【千葉大学】 オープンキャンパス時の相談場所や相談方法について、周知方法を工夫し、相談しやすい環境を作るなど、相談希望者に配慮した対応をすることを検討している。</p> <p>【一橋大学】 例年、学生生活相談コーナーを設けている。</p> <p>【横浜国立大学】 障がいのある学生が直接相談できる窓口の開設を検討している。また、オープンキャンパスに参加する際の支援申請書は診断書や障害者手帳等の添付書類は不要とした。</p> <p>【新潟大学】 Webオープンキャンパスにおいて、障がいを有する者の修学相談をZoom及び電話により行った。</p> <p>【茨城大学】 従来より、配慮申請書提出期限に間に合わなかった者に対しても、可能な限り対応を行っていたが、入学者選抜要項等において、それらに関わる表現をより分かりやすく改善した。</p> <p>【宇都宮大学】 本学においては、事前相談の期限は大学入試センターの「受験上の配慮事項決定通知書」以降に設定している。期限後における配慮についても速やかに申し出るよう付記している。</p> <p>【群馬大学】 入学試験における配慮申請期限については、他大学の取組等を参考として見直しを行い、昨年度よりも相談期間を延長し、大学入試センターの「受</p>

所 見 表 示	改善措置状況（回答）
<p>② 受験上の配慮申請の添付書類のうち、医師の診断書について、入学志願者等から問合せがあれば「写しで可」とする取扱いを行っている国立大学法人は、関係するホームページや入学者選抜要項等に、その旨明記することとし、入学志願者間に差が生じることのないよう検討すること。また、「原本のみ」とする取扱いとしている国立大学法人は、申請者の負担軽減を図る観点から、「写し」で対応できないか検討すること。（茨城大学、宇都宮大学、一橋大学、横浜国立大学、新潟大学）</p>	<p>受験上の配慮事項決定通知書」の送付後の1月上旬までとすることを7月16日開催の入学試験委員会で決定した。</p> <p>受験生に対しては、ホームページで周知を行っており、9月中旬に公表する募集要項においても内容を掲載する。また、対応準備に期日を要する点字・代筆の希望者に対しては、早期に相談いただくことについても明記した。</p> <p>【埼玉大学】 受験上の配慮の申込期限について、大学入試センター試験の実施後とすることについて検討したが、申込期限後の日程等の関係で変更は難しいとの結論に至った。</p> <p>なお、本学の申込期限は従前より大学入試センターの「受験上の配慮事項決定通知書」の送付後としている。</p> <p>【千葉大学】 申込期限について検討した結果、配慮の内容について、対応の可否を検討する期間を考慮すると、締切日を大学入学共通テストの実施後とすることは難しいと判断し、出願受付前までに回答できる日程を締切日として示すが、それ以降でも申込みは受け、順次回答すること、ただし、出願期間中に回答が間に合わない場合もある旨を付記し、周知した。</p> <p>【一橋大学】 令和3年度入試においては、大学入学共通テスト実施日の翌日まで申込期限の延長を行うこととした。</p> <p>【茨城大学】 入学者選抜要項等（ホームページに掲載）において、「写し」と明記した。</p> <p>【宇都宮大学】 本学ホームページ上及び募集要項において、本学で求める添付書類である「医師の診断書」について写しを認める旨明記した。</p> <p>【一橋大学】 大学入学共通テスト受験上の配慮事項決定通知書（写）の添付があり、同等の配慮を希望する場合は、医師の診断書は写しでも可とした。</p> <p>【横浜国立大学】 ウェブサイト上及び令和3年度入学者選抜要項に「医師の診断書（原本または写）」と明記した。</p> <p>https://www.ynu.ac.jp/exam/faculty/essential/pdf/senbatsu2021.pdf</p>

所 見 表 示	改善措置状況（回答）
<p>③ 受験上の配慮申請について、他の大学の取組を参考として、実際に配慮を受ける当事者である入学志願者が行うことを基本とすること。ただし、「出身学校での就学状況」など一部の事項について、出身学校関係者が具体的に記入した方が、試験会場で円滑かつ適切に配慮を受けることができるなど、入学志願者以外の適任者に記載してもらうことを妨げない。（新潟大学）</p> <p>5 障害のある学生に対する支援体制</p> <p>国立大学法人は、発達障害など障害のある学生に対する支援の一層の充実を図る観点から、他の大学の取組や発達障害のある学生の意見も参考として、支援担当部署の明確化、障害のある学生数の増加やニーズ等に応じた配置職員の専任化、学内外の関係部署や関係機関との効果的な連携などについて、検討する必要がある。（茨城大学、宇都宮大学、群馬大学、埼玉大学、千葉大学、横浜国立大学、新潟大学）</p>	<p>【新潟大学】 受験生特設サイト、入学者選抜要項等で写しを可とする取り扱いを明記している。</p> <p>【新潟大学】 受験上の配慮申請について、実際に配慮を受ける当事者である入学志願者が行うことを原則とし、受験生特設サイト及び入学者選抜要項等でその旨を明記した。</p> <p>【茨城大学】 （効果的な連携について） 修学支援については、既にバリアフリー推進室へ専任教員やカウンセラーを配置のうえ対応し、効果的な連携についても、医療機関や就労移行支援施設、ハローワークなどの学外機関や学内関係部署とは、これまで以上の連携を取ることにした。</p> <p>【宇都宮大学】 （支援担当部署の明確化について） 本学ホームページの「障害のある学生への学修支援体制」のページを見直し、障がい学生支援室の電話番号を明記するなど、分かりやすい表記に改めた。</p> <p>（配置職員の専任化について） 障害のある学生にきめ細やかな支援を行うため、専任教職員の配置を検討していく。</p> <p>（効果的な連携について） 必要に応じて、高校などの学外機関や学内の関係部署と情報共有を図り、連携していく。</p> <p>【群馬大学】 （効果的な連携について） 発達障害の疑いのある学生の積極的な把握に努めており、必要に応じて健康支援総合センターと障害学生支援室が連携し面談を実施している。 また、学外機関としては、群馬県発達障害者支援センター、群馬障害者職業センターと連携し、就労支援等を行っている。</p>

所 見 表 示	改善措置状況（回答）
	<p>【埼玉大学】 （支援担当部署の明確化について） 従来より、支援担当部署は学生が所属する学部である。</p> <p>（効果的な連携について） 従来より、学部長が合理的配慮案を検討する時や理事（教学・学生担当）が合理的配慮を決定する時には、必要に応じて関係者から意見聴取を行っている。</p> <p>学生にとっての総合相談窓口である「なんでも相談室」は、各学部長・相談担当教員（なんでも相談室協力教員）や学生生活支援係、就職支援係、国際室、保健センター等の学内組織との連携（障がいのある学生の対応に関する勉強会開催など）を図っている。</p> <p>また、保健センターは、学生の主治医（学外の医師）との連携について、過去に実績がある。</p> <p>【千葉大学】 （効果的な連携について） 学外の医療機関を受診している学生は本人の了解を得て総合安全衛生管理機構の医師と情報共有をしている。</p> <p>【横浜国立大学】 （効果的な連携について） これまでも、市や障害者雇用支援事業者との意見交換などを行ってきたが、令和2年度は、新たに県や区の関係機関と発達障害のある学生の就労支援や災害時の対応について打合せを行うなど、これまで以上の連携を取っている。</p> <p>【新潟大学】 （効果的な連携について） 障がいに応じて、本学附属図書館、人間支援科学教育研究センターや新潟市発達障がい支援センター（ジョイン）等と連携行っているが、引き続き、効果的な連携を行っていく。</p>

所 見 表 示	改善措置状況（回答）
<p>6 授業等における合理的配慮</p> <p>国立大学法人は、発達障害のある学生の修学上の配慮申請における負担の軽減、手続の明確化等を推進する観点から、他の大学の取組や発達障害のある学生の意見を参考に、次の措置を講じる必要がある。</p> <p>① 授業等の合理的配慮の申請に必要な申請書等の様式について、学生の準備等のため、支障のない限り、ホームページでの掲載を検討すること。（茨城大学、埼玉大学、新潟大学）</p> <p>② 申請手続において、支障のない限り、学生側の負担軽減の配慮も検討すること。この場合、合理的配慮の検討に必要な添付書類について、原本なのか、写しなのか、提示したもの全て必要なのかなど、明確にすること。（茨城大学、宇都宮大学、一橋大学、横浜国立大学）</p> <p>③ 医師の診断書の添付について、事前相談に当たり、原本又は写しの提出を求め、受験上の配慮申請書等に入学後の修学上の配慮の希望についても記載されている状況を踏まえ、入学後の提出の必要性を検討すること。添付が必要な場合、「写し」で対応できないか、併せて検討すること。「写し」で可能な場合、その旨、修学上の配慮申請書等に、明記すること。（宇都宮大学、埼玉大学、一橋大学、横浜国立大学、新潟大学）</p>	<p>【茨城大学】 学生支援センターホームページ バリアフリー推進室に掲載した。 http://ssc.lae.ibaraki.ac.jp/counselling/barrier-free/</p> <p>【埼玉大学】 埼玉大学における障がい学生支援（在学生の方）のホームページに申請書の様式を掲載した。</p> <p>【新潟大学】 申請書をホームページに掲載済み。</p> <p>【茨城大学】 学生支援センターホームページ バリアフリー推進室に掲載し、明確にした。 http://ssc.lae.ibaraki.ac.jp/counselling/barrier-free/</p> <p>【宇都宮大学】 申請書を修正し、添付書類は「原本」なのか「写し」なのかを明確にした。</p> <p>【一橋大学】 発達障害は個人により特性が大きく異なり、求められる支援も個別性が高い。支援方針を決定するに当たり必要となる根拠資料の種別や記載情報についても個々のケースによって異なるため、学生の負担を考慮しつつ個別に対応を行っている。</p> <p>【横浜国立大学】 申請書類に「診断書（原本又は写）」と明記した。</p> <p>【宇都宮大学】 入学年度に申請する場合は、受験上の配慮に関する事前相談において提出した診断書の「写し」で可能とし、その旨申請書に明記した。</p> <p>【埼玉大学】 従来より、受験上配慮申請時に診断書を提出した者について、入学後に再度診断書の提出は求めている。 また、当該年度の大学入試センター試験において受験上の配慮をした者</p>

所 見 表 示	改善措置状況（回答）
<p>④ 授業等の合理的配慮の決定等の手順について、ホームページへの掲載など、明確にするよう検討すること。（群馬大学、埼玉大学）</p> <p>7 教職員に対する研修及び啓発</p> <p>国立大学法人は、障害のある学生に対する支援の一層の充実を図る観点から、他の大学の取組も参考に、次の措置を講じる必要がある。</p> <p>① 国等職員対応要領に定める教職員の研修について、体系的、計画的な実施を検討すること。研修の内容には、教職員のニーズも踏まえ、発達障害を含むこと。（茨城大学、宇都宮大学、群馬大学、埼玉大学、千葉大学、新潟大学）</p>	<p>で、その後、症状及び希望する措置等に変更がない場合には、大学入試センターに提出した医師の診断書の「写し」で対応している。</p> <p>【一橋大学】 学生が受験上の配慮を求めた診断書を活用している。そのため、受験時や事前相談時に診断書を提出したものについては、入学後の提出は求めている。</p> <p>【横浜国立大学】 入学後も提出を求めるが、これまでと同じく、申請書提出前の面談の中で、受験時の配慮申請書に添付した診断書が最新のものであることが確認できた場合は、省略可とする。 また、申請書類に「診断書（原本又は写）」と明記した。</p> <p>【新潟大学】 申請用紙に記載したものをホームページに掲載した。</p> <p>【群馬大学】 学生の申請から合理的配慮の提供までのフローを整理し、学生と授業担当者との合意形成が円滑に行われるようサポート体制を強化。本年4月より見直し後のプロセスにて合理的配慮の提供を開始した。合理的配慮の決定・実施のフロー図を障害学生サポートルームホームページに掲載。</p> <p>【埼玉大学】 埼玉大学における障がい学生支援（在学生の方）のホームページに授業等の合理的配慮の決定等の手順について掲載した。</p> <p>【茨城大学】 新任教職員オリエンテーションを実施するとともに、今後の研修内容等について検討している。</p> <p>【宇都宮大学】 各年度末に、体系別にした次年度の研修計画を策定し、計画的に実施する。特に、発達障害に関しては、各年度当初に実施する新任教職員を対象とした研修の一部に盛り込み、意識啓発を推進する。</p> <p>【群馬大学】 新規採用職員研修及び新任教員説明会において、「障害を理由とする差</p>

所 見 表 示	改善措置状況（回答）
<p>② 研修の終了後、効果の検証や必要な見直し等に活用するため、参加者にアンケート等を行うこと。(茨城大学、宇都宮大学、群馬大学、埼玉大学、一橋大学、横浜国立大学)</p>	<p>別の解消の推進について」 e-learning研修を実施。</p> <p>【埼玉大学】 新任教職員研修において実施することとしている。発達障害を含む障害のある学生が入学から卒業までに必要な支援を簡潔に整理した資料を配付し研修を行っている。</p> <p>【千葉大学】 定期的に障害を理由とする差別に関する基本的な事項、障害を理由とする差別の解消等に関し求められる責務・役割について理解させるための研修など実施している。今後は発達障害を含む具体的事例等を踏まえた研修とする。</p> <p>【新潟大学】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2020年6月11日開催の新任教職員研修において、障がいをもつ学生のサポート等について説明を行った。 ・ 教職員の研修内容について、学生生活支援オフィスMTG（月1回開催）で定期的にテーマを絞り開催を検討していく。 <p>【茨城大学】 現在も研修後のアンケートを実施し、以後の参考としているが、今後はアンケート内容も精査し、実施することとしている。</p> <p>【宇都宮大学】 研修後には必ずアンケートを取り、教職員のニーズに応じた研修の実施や理解度チェックに繋げる。</p> <p>【群馬大学】 新規採用職員研修及び新任教員説明会において実施した「障害を理由とする差別の解消の推進について」（e-learning研修）において、受講終了後、受講者アンケートを実施。</p> <p>【埼玉大学】 研修参加者にアンケートを行い、効果の検証や必要な見直し等に活用することとした。</p> <p>【一橋大学】 従来より、研修の終了後に必要に応じてアンケートを実施しているが、今後も引き続き研修効果の検証や必要な見直しに活用することとする。</p> <p>【横浜国立大学】 これまでも人事・労務課で行っている教職員対象の研修ではすべてアンケートを実施、検証しているが、今後は、教授会等の中で行う研修におい</p>

所 見 表 示	改善措置状況（回答）
<p>③ 国等職員対応要領に定める教職員向けの障害のある学生への対応マニュアル等の作成を検討すること。(茨城大学、群馬大学、埼玉大学)</p> <p>8 就労支援</p> <p>国立大学法人は、発達障害など障害のある学生について、4年間の修学上の支援の先に就職がある前提で、関係部門や関係者が一体的に取り組む必要があることを再確認するとともに、その就労支援の推進を図る観点から、他の大学の取組や発達障害のある学生の意見も参考にして、次の措置を講じる必要がある。</p> <p>① 障害学生支援室等の障害学生支援担当部門とキャリアセンター等の就職支援担当部門との連携、協力について、ルール化を検討し、障害のある学生等にも公開すること。(宇都宮大学、群馬大学、埼玉大学、千葉大学、一橋大学、横浜国立大学、新潟大学)</p>	<p>てもwebアンケートを導入し、検証を行う。</p> <p>【茨城大学】 現在、対応マニュアルを作成中である。</p> <p>【群馬大学】 ホームページ上にe-learning用動画を掲載し、障害学生支援に関する要点を日時間問わず視聴できるようにし受講を促す予定である。また、教職員向け紙面・冊子によるマニュアルは既成のものがオンライン上に多数あることから、教職員向けのホームページから参照できるようURLを周知する。</p> <p>【埼玉大学】 教職員向けの障害のある学生への対応マニュアルについては、検討の結果日本学生支援機構の教職員のための障害学生修学支援ガイドが優れているので、当面はこれを活用していくこととした。</p> <p>【宇都宮大学】 大学が定める要領等に基づき障害学生支援担当部門と就職支援担当部門が引き続き連携して学生を支援していく。対象学生に対し、就職支援担当部門との連携体制を大学ホームページに公開した。</p> <p>【群馬大学】 ルールとして当該学生本人から個人情報了他部署と共有することに必ず同意を得ること、として実施している。なお、このことを本学ホームページ（キャリア・就職支援）へ掲載した。</p> <p>【埼玉大学】 本学の学生にとっての総合相談窓口である「なんでも相談室」は、就職活動で悩んでいる学生を学生支援課就職支援係へ橋渡しをすることになっており、なんでも相談室のホームページでも公開している。</p> <p>【千葉大学】 パンフレット（「障害学生の相談・支援に関するご案内」）、ホームページ上に、「進路相談・就労支援」については就職支援課と連携し就労支</p>

所 見 表 示	改善措置状況（回答）
<p>② 障害学生支援担当部門が行う障害のある学生との面談では、卒業後の進路希望についても、確認すること。（全8大学）</p>	<p>援を行っている旨を追記するとともに、学内における連携体制を構築することとしている。</p> <p>【一橋大学】 必要に応じて障害学生支援担当部門と就職支援担当部門との間で連携・協力を行っている。連携体制等については、ホームページ等への掲載を検討している。</p> <p>【横浜国立大学】 障がい学生支援室専任教員室がキャリア・サポートルームのフロア内に位置するという本学の特徴により、従来から、定期面談後に、本人の希望があれば障がい学生支援室教員が障がい学生をキャリア・サポートルーム担当へ紹介する等、障がい学生支援室とキャリア・サポートルームとの連携は取れていたが、障がい学生支援体制図にキャリア・サポートルームを組み込み、相談体制を明確化した。</p> <p>【新潟大学】 学生生活支援オフィスとキャリア・就職支援オフィスの連携・協力についてルール化した。ホームページ等に掲載する。</p> <p>【茨城大学】 面談時に卒業後の進路希望について確認している。</p> <p>【宇都宮大学】 支援学生との面談の際に、卒業後の進路希望について確認していく。</p> <p>【群馬大学】 面談時に卒業後の進路希望について確認している。</p> <p>【埼玉大学】 「なんでも相談室」での障害のある学生との面談では、卒業後に希望する進路についてもヒアリングすることとした。</p> <p>【千葉大学】 学生相談室では、障害のある学生の支援を開始するときに「配慮申請書」を学生側から提出を願い、その書面の中に申請時点での学生の希望進路を（可能な範囲で）回答してもらえよう、質問項目を追加する方向で検討している。</p> <p>【一橋大学】 面談時に卒業後の進路希望について確認している。</p> <p>【横浜国立大学】 障がい学生支援室では、支援をおこなっている障害のある学生と半期に</p>

所 見 表 示	改善措置状況（回答）
<p>③ 障害のある学生が就職を希望している場合、就職支援担当部門に伝えるとともに、個人情報を同部門と共有することについて、本人の同意を得ること。（全8大学）</p>	<p>1 度定期面談を行っており、その際に、卒業後の進路希望もきいてきていたが、令和2年度から、個人面談シートに「進路」項目を設け、学年を問わず進路を確認することとした。</p> <p>【新潟大学】 学生生活支援オフィスとキャリア・就職支援オフィスの連携・協力についてルール化した。 特別修学サポートルームでは、卒業後の進路希望について、面談を通じて確認している。</p> <p>【茨城大学】 就職希望者については、キャリアセンターとの連携を行っている。また、情報共有の同意については、学生支援センターホームページ バリアフリー推進室に「支援に関する情報共有確認書」を掲載、提出を求め、同意を得ることとしている。 http://ssc.lae.ibaraki.ac.jp/counselling/barrier-free/</p> <p>【宇都宮大学】 支援学生との面談の際に就職を希望していることが判明した場合、早期の支援に繋がるよう、本人の同意を得て就職支援担当部門と情報を共有する。</p> <p>【群馬大学】 当該学生が就職を希望している場合、本人の同意を得た上で、その情報は障害学生サポートルームからキャリアサポート室に提供されている。</p> <p>【埼玉大学】 就職を希望する場合には本人の同意を得て、学生支援課就職支援係と個人情報を共有することにする。</p> <p>【千葉大学】 既に学生相談室で学生の支援を行う際に、就職支援課を含めた学内各部署の関係者間で情報を共有する必要がある場合は、あらかじめ本人の同意を得た上で行うことを明示している。</p> <p>【一橋大学】 従来より、就職支援担当部門を含めた学内関係部署と情報を共有する必要がある場合には、あらかじめ本人の同意を得た上で行うことを明示している。</p> <p>【横浜国立大学】 従来から、障がいのある学生が就職支援を希望する場合は、本人の同意</p>

所 見 表 示	改善措置状況（回答）
<p>④ 障害のある学生の就職活動が出遅れることのないよう、就労支援について、3年次まで待つことなく、可能な限り、早期の開始を検討すること（この場合、修学上の支援と就労支援とが、同時期に重複して行われることとなる。）。（全8大学）</p>	<p>を得たうえで、障がい学生支援室担当教員と本人とが一緒にキャリア・サポートルーム担当に相談している。また、遠隔授業期間中や春季/夏季休業期間中などに就職支援担当部門と個人情報を共有することが必要な場合は本人の同意を得ている。</p> <p>【新潟大学】 学生生活支援オフィスとキャリア・就職支援オフィスの連携・協力についてルール化した。 「障がい者就労支援申請書」に就職を希望している旨記入してもらい、本人同意のうえで関係部門と情報共有を行う。</p> <p>【茨城大学】 就職支援システム「茨大キャリアナビ」を活用し、初年次から支援を行える環境を整備済みであり、必要に応じバリアフリー推進室専任教員と連携を取っている。</p> <p>【宇都宮大学】 本人の希望にそって就職活動情報について提供しているが、就職を希望する支援学生には、面談の際に適宜希望を確認し、早期支援に繋げる。</p> <p>【群馬大学】 障害を有する等特別な事情がある場合には、個人情報に留意し、学年を問わず就労支援を実施している。</p> <p>【埼玉大学】 本学は従来のような3年生からの就職支援に加えて、主に1・2年生を対象とするキャリア教育に関するプログラムを充実させていく予定である。もちろん、就職に関するガイダンスやセミナーも低学年から参加可能である。</p> <p>【千葉大学】 本人の希望があれば早い段階からの就職支援開始は有益となると思われるが、そうでない場合、就職活動が負担となって逆に修学の妨げになる可能性も考えられるため、慎重な対応が求められるところである。 在学者で早期の就職活動支援を希望している学生がいるという情報を学生相談室担当者から得た場合には、本人の状況に配慮し、どのような支援が可能か個別に検討を行っている。</p> <p>【一橋大学】 従来より、個々の障害の状況、修学状況等に鑑み、適切な対応を専門的知見をもって実施しているが、今後も引き続き適切に対応することとす</p>

所 見 表 示	改善措置状況（回答）
<p>⑤ 障害支援担当部門は、障害のある学生との面談を通じて、授業での配慮だけでなく、就職活動についても関心を持ち、就職支援担当部門と意見交換など行うこと。同様に、就職支援担当部門も、合理的配慮に関する教職員研修等に参加するなど、障害のある学生の特性の理解を深めること。</p> <p>また、両部門での連絡会など、定期的な情報交換の場を設けること。 (全8大学)</p>	<p>る。</p> <p>【横浜国立大学】 障がい学生支援室では、支援を行っている障害のある学生を対象に半期に1度の定期面談を行っており、その際に、卒業後の進路希望も聞いてきていたが、個人面談シートに「進路」項目を設け、学年を問わず進路を確認することとした。</p> <p>【新潟大学】 学生生活支援オフィスとキャリア・就職支援オフィスの連携・協力についてルール化した。 1～3年生が相談に来た場合卒業後の進路希望について確認し、必要に応じて、キャリア・就職支援オフィスと連携して支援を進める。</p> <p>【茨城大学】 学生所属学部及び担当教員、バリアフリー推進室、キャリアセンターの担当教職員が連携（情報共有会議等）し支援を行うとともに、学内での障害のある学生に対する支援についての研修会に参加している。</p> <p>【宇都宮大学】 障害支援担当及び就職支援担当部署は適宜意見交換を行うこととし、就職支援担当部署は、積極的に専門のアドバイザー等と情報交換しながら、機会に応じて研修等に参加する。</p> <p>【群馬大学】 学生支援センター運営委員会において、各学部の就職支援担当教員と意見交換などを既に実施している。また、キャリアサポート室の職員は、日本学生支援機構が主催する障害学生就職支援に関する研修会等に参加し、障害学生を理解するよう努めている。</p> <p>【埼玉大学】 障害支援担当部署である学生が所属する学部は、学生支援課就職支援係と意見交換を行うこととする。カウンセラーを含む就職支援担当では障害学生に関するセミナーや研修に参加している。 また、障害のある学生の対応に関する勉強会において就職活動についても意見交換を行っている。</p> <p>【千葉大学】 外部の就職関連企業主催による「障害学生や就活に難しさを抱える学生の就職支援」をテーマとしたオンラインセミナーに学生相談室職員とともに就職支援課職員が参加し、障害学生支援と就労支援との相互理解の連</p>

所 見 表 示	改善措置状況（回答）
<p>⑥ 障害のある学生のニーズ等も踏まえ、その特性に応じた、模擬面接、エントリーシートを書き方等を通じて、指導や助言等を行うこと。(宇都宮大学、群馬大学、埼玉大学、千葉大学、一橋大学、新潟大学)</p>	<p>携、重要性などの認識を深めた。今後さらに大学で実施される関連の研修等にも、同様に参加し、就労支援を行うこととしている。</p> <p>【一橋大学】 従来より、個々の障害の状況、修学状況等に鑑み、適切な対応を専門的知見をもって実施しているが、今後も引き続き適切に対応することとする。</p> <p>【横浜国立大学】 障がい学生支援室担当教員室とキャリア・サポートルームは同じフロアにあるため、日常的に意見交換を行っている。また、就職支援担当者は、JASSOが主催する障がいのある学生支援に関する研修に参加するなどしており、今年度もJASSOが実施したオンラインのセミナーを受講済みである。</p> <p>【新潟大学】 学生生活支援オフィスとキャリア・就職支援オフィスの連携・協力についてルール化した。</p> <p>ルールに則ってキャリア・就職支援オフィスと連携・協力について意見交換を十分に行う。FDや職員研修等にキャリア・就職支援オフィス職員も従来どおり参加する。定期的な連絡会は従来どおり実施する。</p> <p>【宇都宮大学】 学生のニーズを踏まえきめ細やかな指導・助言をしていく。</p> <p>【群馬大学】 キャリアサポート室では学生からの就職相談に関しては、学外のキャリアカウンセラーを任用し、対応しているが、障害を有している場合は、障害学生サポートルームを通じて、情報を共有し、キャリアカウンセラーはその学生に応じた指導・助言を行っている。</p> <p>【埼玉大学】 学生支援課就職支援担当では、学生からの申し込みに応じて個別のアドバイジングやカウンセリングを実施している。</p> <p>【千葉大学】 現在は、キャリアアドバイザーによる就職相談の中で、個別に模擬面接、エントリーシートを書き方等の指導を行っている。今年度4月からは、感染症予防対策で対面での相談を受け付けることができず、オンライン又は書面のどちらか学生の都合の良い方法で相談を受け付けており、障害のある学生でも継続して支援を受けることが可能となっている。</p> <p>また、今年度より、ハローワーク千葉と本学就職支援課との間で「就職</p>

所 見 表 示	改善措置状況（回答）
<p>⑦ 障害のある学生向けのセミナー等を開催するとともに、多数参加できるよう対象範囲を検討すること。（全8大学）</p>	<p>活動に困難を抱える学生等への支援」に関する協定を締結し、発達障害又はその特性が見られる学生について、問題が生じた際に速やかに専門スタッフの支援につなげることができる体制を整えた。</p> <p>【一橋大学】 学生個人の特性やニーズに応じた支援を行っている。また必要に応じて関係部署と連携して支援を実施している。</p> <p>【新潟大学】 学生生活支援オフィスとキャリア・就職支援オフィスの連携・協力についてルール化した。 特別修学サポートルームはキャリア・就職支援オフィスと連携・協力することで、模擬面接エントリーシート の書き方等を通じて、障がい学生に指導や助言を行う。</p> <p>【茨城大学】 就職支援システム「茨大キャリアナビ」を活用し、障害のある学生を含む学生が「就職ガイダンス」や「企業説明会」など学生向けセミナーに参加している。</p> <p>【宇都宮大学】 学生のニーズを踏まえ状況に応じて実施について検討していく。</p> <p>【群馬大学】 今年度就職ガイダンスにおいて、障害学生向けに「障害学生向け就職セミナー」として学年を限定せず、実施した。また、多くの学生が視聴できるよう、セミナーの様子動画を録画し、配信動画には字幕機能を設定した。</p> <p>【埼玉大学】 障害のある学生は多くないので、個別のアドバイジングやカウンセリングで対応する予定である。</p> <p>【千葉大学】 障害を気にせず参加できるオンラインセミナーの実施を計画することとしている。</p> <p>【一橋大学】 キャリア支援室や学生相談室などの関係部署と連携の上、就活応援セミナーなど学生のニーズに応じたセミナーを開催した。</p> <p>【横浜国立大学】 令和3年1月に開催予定の発達障害のある学生向けの就職イベントは、</p>

所 見 表 示	改善措置状況（回答）
<p>9 災害時の支援</p> <p>国立大学法人は、災害時における発達障害のある学生の安全な避難の確保を図る観点から、次の措置を講じる必要がある。</p> <p>① 近年の大規模な災害の頻発も踏まえ、「いつでも発生する」前提で、発達障害のある学生を含む障害のある学生の支援を有効に行うことができるよう、マニュアル等の規程類を整備すること。併せて、修学支援ガイドも参考とし、障害のある学生一人ひとりの特性に配慮した支援計画の作成も検討すること。（全8大学）</p>	<p>対象を広げて学年を問わず参加可能となる見込みである。</p> <p>【新潟大学】 学生生活支援オフィスとキャリア・就職支援オフィスの連携・協力についてルール化した。例えば株式会社Kaizenと連携し、障がい学生向けのセミナーを開催し（2020年3月に実施予定であったがコロナ禍により中止）、多数参加できるよう全学生や学部ごと、研究科ごと、学年別等々の対象範囲について、検討を行う。</p> <p>【茨城大学】 現在作成中の学生対応マニュアルに、障害のある学生の特性に配慮できる災害時支援計画を盛り込むこととしている。</p> <p>【宇都宮大学】 「災害等避難時の障害学生への対応について」を作成した。また、一人ひとりの特性に配慮した支援計画については、検討することとした。</p> <p>【群馬大学】 定期面談時に避難訓練への参加の必要性、災害時に起こりうる困り感の整理、在宅時における避難・減災に関する助言を個別に行っている。加えて一般的な災害対応については障害学生サポートルームホームページにも掲載している。避難時に特に配慮を要する学生については、学生及び所属学部と相談しながら個別の避難計画を作成することとしている。</p> <p>【埼玉大学】 避難経路については、常に各講義室に掲示している。危機管理個別マニュアルには発達障害学生に限定した記述はないが、障害のある学生一人ひとりの特性に配慮した支援計画を検討することとした。</p> <p>【千葉大学】 災害対策マニュアルに「災害時における障がい学生等の避難誘導」項目を新たに追加し、学内周知を行い、ホームページに「災害時における障がい学生等の避難誘導」を掲載し、障害別の対応を明記した。</p> <p>【一橋大学】 災害発生時の対応については、面談時や個別支援会議にて個別に確認を行っている。その上で支援が必要な場合には、科目担当教員に通知・説明を行っている。</p>

所 見 表 示	改善措置状況（回答）
<p>② 災害に直面した際、適切かつ円滑に対応できるよう、発達障害を含む障害のある学生の避難誘導、安否確認等の手順の確認や課題を検証するため、防災訓練等を定期的実施すること。（全8大学）</p>	<p>【横浜国立大学】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「障がい別の災害時の支援・避難方法」を作成し、各部局及び障がいのある学生が履修する科目の授業担当教員へ配布することとした。 災害時等に提示するだけで一定の情報を伝えられるように「横浜国立大学障がい学生支援室ヘルプカード」を作成して障がいのある学生へ配布することとした。 <p>【新潟大学】</p> <p>災害発生時の対応について、個別支援計画書に記載するとともに授業担当教員へ合理的配慮を通知する際にも記載することとした。</p> <p>【茨城大学】</p> <p>毎年防災訓練は実施し、避難経路等を学生に周知しているが、障害のある学生の災害時の安全をより確保できるよう防災訓練を含め適切な対応の検討を進めている。</p> <p>【宇都宮大学】</p> <p>毎年実施する総合防災訓練に、支援学生一人ひとりに参加を促すこととした。</p> <p>【群馬大学】</p> <p>防災訓練は、各キャンパス毎に年1回実施しており、防災訓練にあわせて「安否確認システム」による緊急連絡訓練（安否状況の報告テスト）を実施している。</p> <p>今年度においては、新型コロナウイルス感染拡大の影響によりオンライン授業となっており、学生が参加する避難訓練は実施が困難な状況であるが、緊急連絡訓練は10月に実施した。</p> <p>【埼玉大学】</p> <p>防災訓練は毎年10月に定期的実施している。今後は、発達障害を含む障害のある学生が無事に訓練に参加したことと安否確認の連絡を問題なく行えたかを検証することとした。</p> <p>【千葉大学】</p> <p>毎年度学生、教職員を対象とした防災訓練を実施しているが、今後、障害のある学生に対する上述のマニュアル（災害対策マニュアル）の十分な検証を図ることとしている。</p> <p>【一橋大学】</p> <p>バリアフリー法を順守した施設整備を進めるとともに、防災訓練についても定期的実施している。今年度から新たに全学生を対象とした安否確</p>

所見表示	改善措置状況（回答）
<p>③ 多数の学生が参加する訓練は苦手など、障害の特性に配慮し、修学上の支援の定期的な面談の中で、災害時の避難についても取り上げ、必要に応じて、避難場所や避難経路の確認等も行うなどし、関心を高める工夫も検討すること。この場合、学生から「支援は不要」との意思表示などあれば、適切に対応すること。（宇都宮大学、群馬大学、埼玉大学、千葉大学、横浜国立大学、新潟大学）</p>	<p>認システムを関係部署にて整備した。</p> <p>【横浜国立大学】 災害時の支援を希望する学生のうち、災害時に自力で避難が困難な学生（視覚障がい、肢体不自由ほか）について、本人が希望する場合には、入学後に所属部局教職員、施設部職員、障がい学生支援室教職員が同行し、避難場所や避難経路などを実地に確認することとした。</p> <p>【新潟大学】 特別修学サポートルームの面談において学生の参加意思確認を行った上で、当該学生の所属する学部が実施する避難訓練に参加することとした。</p> <p>【宇都宮大学】 支援学生との面談の際に、災害時の避難行動について取り上げることとし、支援について当該学生の意思を確認する。</p> <p>【群馬大学】 定期面談時に避難訓練への参加の必要性、災害時に起こりうる困り感の整理、在宅時における避難・減災に関する助言を個別に行っている。避難時に特に配慮を要する学生については、個別の避難計画に基づき、所属学部の教職員も含めた個別の避難訓練を実施することとしている。</p> <p>【埼玉大学】 修学上の支援の定期的な面談の中、災害時の避難についても取り上げ、必要に応じて、避難場所や避難経路の確認等を行うこととする。</p> <p>【千葉大学】 学生からの障害等に係る支援・配慮申請書を基に、災害時の避難等について、避難場所や避難経路の確認等を支援担当教職員が指導するとともに、関係部署と障害のある学生への災害時の対応、誘導等の避難における情報を共有することとしている。</p> <p>【横浜国立大学】 支援を行っている障がいのある学生とは、半期に1回以上、障がい学生支援室教員が面談を行っているが、今後は、災害時の対策についても面談時に話し合っていく。災害時の支援希望有無の確認から始まり、関係部署での支援に必要な障害者の情報共有について、避難訓練について、避難場所や避難経路についてなど、学生一人ひとりの特性に配慮した対策を当該学生の希望を聞きながら考えていく。</p> <p>【新潟大学】 特別修学サポートルームの面談において、訓練の必要性について説明を</p>

所 見 表 示	改善措置状況（回答）
<p>④ 災害時における支援の有無は、発達障害を含む障害のある学生の生命に関わるおそれもあることから、関係部署で支援に必要な障害者の情報を共有することについて検討すること。（宇都宮大学、群馬大学、埼玉大学、千葉大学、横浜国立大学、新潟大学）</p>	<p>行うこととした。</p> <p>【宇都宮大学】 必要に応じて、関係部署と情報を共有する。</p> <p>【群馬大学】 障害のある学生の情報については、学生が所属する学部の関係教職員、授業担当教員、健康支援総合センター、学生支援センターにおいて情報共有している。</p> <p>【埼玉大学】 修学上の配慮申請書の様式に申請者への配慮を行うために必要な組織の間で共有する旨を記載しており、従来から関係部署間で情報を共有している。</p> <p>【千葉大学】 学生からの障害等に係る支援・配慮申請書を基に、災害時の避難等について、避難場所や避難経路の確認等を支援担当教職員が指導するとともに、関係部署と障害のある学生への災害時の対応、誘導等の避難における情報を共有することとしている。</p> <p>【横浜国立大学】</p> <ul style="list-style-type: none"> 支援を行っている学生との面談時に、修学支援に係る情報共有の範囲について本人の希望を聞きながら決めているが、今後は、災害時の情報共有についても本人の希望を聞くこととした。 障がい学生支援室で支援している学生のうち、災害時の支援を希望している学生の部局別リストを作成し、年度始めに各部局へ配布し、各部局での対応を速やかに行えるようにすることとした。 <p>【新潟大学】 個別支援計画作成の際に情報共有を行うこととした。また、学生が新潟県が作成したヘルプカードを持つことを推奨することとした。</p>